

独立行政法人国立青少年教育振興機構個人情報開示請求等手数料  
及び手数料に係る納付方法について

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-14号

平成25年4月1日

一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の個人情報開示請求等手数料及び手数料に係る納付方法について理事長が定めることを目的とする。

(手数料の額)

第2条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第17条第1項に基づき理事長が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。

二 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）は、開示を受ける法人文書1件につき、別紙に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）及び開示の実施のために要する費用のうち、開示請求者に負担させることが適切と認められる額を合算した額とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 1つの法人文書ファイルにまとめられた月を異にする法人文書で、当該年度内のもの

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付方法)

第3条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金による納付とする。ただし、開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、法人文書を郵送

にて送付する。この場合、郵送料を郵便切手で徴収する。

2 納付場所については、機構本部又は各施設に設置された、情報公開窓口において行う。

(手数料の減免)

第4条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が次の各号の経済的困難等の理由により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第各号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないもの。

二 その他の無収入者で、手数料を納付する資力がいないもの。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、当該扶助を受けていることを証明する書面又は、その事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(第2条第1項第二号関係)

法人文書の閲覧、写しの交付等の開示の実施のための事務に要する費用の範囲

| 種類又は種別           | 公開の実施の方法に関する事項 |     | 備 考                   |
|------------------|----------------|-----|-----------------------|
| 閲覧<br>(文書・図画)    | 搬入に要する費用       | 実 費 | 他施設より法人文書を閲覧場所へ搬入する場合 |
| 閲覧・交付<br>(文書・図画) | コピー            | 実 費 | 写しによる閲覧・交付の場合、カラーの場合  |

## 開示実施手数料一覧

|                                      | 開示の実施方法                      | 開示実施手数料の額  |
|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | イ 閲覧                         | 100枚までごとにつき100円  |
|                                      | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧   | 1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額                            |
|                                      | ハ 複写機により複写したものの交付            | 用紙1枚につき20円（A2判については60円、A1判については110円）                   |
|                                      | ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付   | 1枚につき130円（縦203mm、横254mmものについては、530円）に12枚までごとに750円を加えた額 |
| 二 マイクロフィルム                           | イ 用紙に印刷したものの閲覧               | 用紙1枚につき10円   |
|                                      | ロ 専用機器により映写したものの閲覧           | 1巻につき300円  |
|                                      | ハ 用紙に印刷したものの交付               | 用紙1枚につき70円（A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円）     |
| 三 写真フィルム                             | イ 印画紙に印画したものの閲覧              | 1枚につき10円   |
|                                      | ロ 印画紙に印画したものの交付              | 1枚につき30円（縦203mm、横254mmものについては、440円）                    |
| 四 スライド（九の項に該当するものを除く）                | イ 専用機器により映写したものの閲覧           | 1巻につき400円  |
|                                      | ロ 印画紙に印画したものの交付              | 1枚につき120円（縦203mm、横254mmものについては、1500円）                  |
| 五 録音テープ（九の項に該当するものを除く）又は録音ディスク       | イ 専用機器により再生したものの聴取           | 1巻につき300円  |
|                                      | ロ 録音カセットテープに複写したものの交付        | 1巻につき600円  |
| 六 ビデオテープ又はビデオディスク                    | イ 専用機器により再生したものの聴取           | 1巻につき300円  |
|                                      | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付       | 1巻につき700円  |
| 七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く）      | イ 用紙に出力したものの閲覧               | 用紙100枚までごとにつき200円                                      |
|                                      | ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴       | 0.5メガバイトまでにつき550円                                      |
|                                      | ハ 用紙に出力したものの交付               | 用紙1枚につき20円   |
|                                      | ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | 1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額                        |
|                                      | ホ 光ディスクに複写したものの交付            | 1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額                       |

|  | 開示の実施方法                         | 開示実施手数料の額   |
|--|---------------------------------|---|
|  | ヘ 幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付  | 1巻につき4000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額   |
|  | ト 幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1900円（日本工業規格X6135に適合するものについては2800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7200円、9800円又は16800円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
|  | チ 幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付    | 1巻につき1250円（日本工業規格X6142に適合するものについては2450円、国際規格15757に適合するものについては13400円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額                               |
|  | リ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき980円（日本工業規格X6129、X6130又は6137に適合するものについてはそれぞれ2000円、4150円又は6000円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額                               |
| 八 映画フィルム   | イ 専用機器により映写したものの視聴              | 1巻につき400円   |
|  | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付          | 3300円（16mm映画フィルムについては12300円、35mm映画フィルムについては14000円）に記録時間10分までごとに1550円（16mm映画フィルムについては3650円、35mm映画フィルムについては4450円）を加えた額    |
| 九 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。） | イ 専用機器により映写したものの視聴              | 1巻につき700円   |
|  | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付          | 5200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）   |
| 備考 一の項ハ、二の項ハ又は七の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。     |                                 |   |